

## 業務及び財産の状況に関する説明書類

第 18 期 令和 2 年 7 月 1 日から 令和 3 年 6 月 30 日まで

令和 3 年 8 月 30 日提出

監査法人名：RSM 清和監査法人

所在地：東京都千代田飯田橋一丁目 3 番 2 号

代表者：戸谷 英之

### 一. 業務の概況

#### 1. 監査法人の目的及び沿革

(監査法人の目的)

- ・財務書類の監査又は証明の業務
- ・財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案、又は財務に関する相談

(沿革)

- 平成 16 年 3 月 : 設立
- 平成 18 年 9 月 : 名称を東京国際監査法人から清和監査法人に変更
- 平成 20 年 1 月 : 所在地を千代田区から港区に変更
- 平成 21 年 3 月 : 目的に財務書類の調整、財務に関する調査若しくは立案、又は財務に関する相談を追加
- 平成 22 年 1 月 : 神戸事務所（所在地：兵庫県神戸市中央区）を設置
- 平成 22 年 10 月 : 東京事務所の所在地を港区から千代田区に変更
- 平成 29 年 7 月 : 名称を清和監査法人から RSM 清和監査法人に変更

#### 2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

無限責任監査法人

#### 3. 業務の内容

##### (1) 業務概要

当期の監査証明業務は、前期に比して、金融商品取引法に基づく監査会社数が 1 社増加、会社法に基づく監査会社数が 1 社増加、学校法人監査法人数が同数、その他の法定監査が 5 社増加、その他の任意監査会社数 24 社増加した。よって監査対象会社等の数は 104 社となり、前期に比して合計で 31 社増加した。（なお、大会社等の会社数は前期に比して 1 社増加であった。）当業務に係る収入総額は 970,941 千円であった。

当期の非監査証明業務は 91 に対して行い、当業務に係る収入総額は 276,121 千円であった。

##### (2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項なし。

(3) 監査証明業務の状況

令和3年6月30日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	17 社	17 社
② 金商法監査	1	—
③ 会社法監査	20	—
④ 学校法人監査	4	—
⑤ 労働組合監査	—	—
⑥ その他の法定監査	11	—
⑦ その他の任意監査	51	—
計	104	17

(4) 非監査証明業務の状況

区分	対象会社等数
大会社等	1 社
その他の会社等	90

調査業務、包括外部監査業務、合意された手続、レビュー業務及びリファード支援業務が主なものである。

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

当法人及び監査実施者は職業的専門家としての基準及び法令等を遵守して監査業務を実施し、適切な監査報告書を発行することを合理的に確保するために、監査契約の新規の締結及び更新から、監査計画の策定、監査業務の実施及び監査報告書の発行に至る監査のプロセスについて、品質管理のシステムを適切に整備し運用する。

経営の方針として、当法人は監査の品質を維持し、社会における信頼を勝ち得ながら堅実な成長を目指し、経営管理に関しても上記の品質管理システムを遵守するほか、重要な経営事項はすべて社員会における承認を得、コンプライアンスを重視し堅実な経営を目指す。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

① 独立性保持のための方針の策定

当法人は、当法人及び監査実施者が倫理規則等で定める独立性の規定を遵守するこ

とを合理的に確保するために、次のように独立性の保持のための方針及び手続を定める。

- a. 業務執行社員は、関与先に提供する業務の範囲などの独立性に関する情報を当法人に提供しなければならない。また、監査実施者は独立性の保持に疑いを持たれるような関係や外観について当法人へ迅速に報告しなければならない。
- b. 当法人は、次の事項を実施できるようにするために、独立性の保持に関する情報を蓄積し、また関係する監査実施者にこれらの情報を伝達する。
  - ・ 当法人及び監査実施者が、独立性の規定に従っているかどうかを迅速に判断すること
  - ・ 当法人が、独立性に関係した記録を補完し更新すること
  - ・ 識別された独立性に対する脅威に関して当法人が適切な措置を講じること
- c. 品質管理担当責任者は、当法人及び監査実施者が、倫理規則等で定める独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年7月1日現在並びに必要となる時点において独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書である倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」により利害関係の有無を調査し、提出を求めなければならない。なお、品質管理担当責任者は、当法人の監査対象会社等上記の調査のため必要とする情報を、事前に監査実施者に対し通知しなければならない。
- d. 前項の確認書は、書面の形式による。確認書を入手した結果、独立性の保持に疑いを持たれるような関係や外観が識別された場合には、品質管理担当責任者は、独立性に対する脅威を受容可能なレベルにまで軽減又は除去するために適切な措置を講じなければならない。また、適切な措置を講じても問題を解決できないときには監査契約を解除する。

## ② 監査契約の新規の締結及び更新

当法人は、監査契約の新規の締結をする前に、また既存の監査契約を更新するか否かを決める場合に、監査業務の質を合理的に確保するため、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を次のように定める。

- ・ 当法人の規模及び組織、当該監査業務に適した能力及び経験を有する監査実施者の確保の状況等を検討する。
- ・ 監査契約の新規の締結及び更新の判断に重要な影響を及ぼす事項等を検討する。
- ・ 上記、検討過程及び結果を文書化する。特に問題点が識別されたにもかかわらず、監査契約の新規の締結又は更新をする場合、問題点をどのように解決したかについて文書化しなければならない。
- ・ 監査契約の新規の締結に当たっては、上記事項につき、契約の受嘱リスクの評価が適切であるかどうかについて、上級審査会により承認を得る。
- ・ 監査契約の更新の判断に当たっては、上記事項につき、更新リスクの評価が適

切であるかどうかについて、審査担当者による承認を得、リスクの程度に応じ、上級審査会による討議の要否を検討する。

### ③ 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任

当法人は、監査業務の質を合理的に確保するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた監査実施者を十分に確保するために、監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任等の人事に関する次の方針及び手続を定める。

- ・ 監査実施者の採用
- ・ 監査実施者の能力及び適性
- ・ 実務経験を通じた能力開発
- ・ 監査実施者の評価、報酬及び昇進
- ・ 監査実施者の要員計画

### ④ 業務の実施

当法人は、監査業務の質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定める。当該方針及び手続には、監査の実施、補助者への指示、監督及び査閲の方法、監査調書としての記録及び保存の方法等を含める。

(専門的な見解の問合せ)

当法人は、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を次のように定める。

- ・ 判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施すること
- ・ 専門的な見解の問合せが適切に実施されるように、当法人内外において、十分な人材等を確保すること
- ・ 専門的な見解の問合せから得られた見解を十分に検討し対処すること
- ・ 専門的な見解の問合せの内容、得られた見解及びその対処を文書化すること

(監査上の判断の相違の解決)

当法人は、監査実施者間、専門的な見解の問合せの依頼者と助言者との間又は業務執行社員と監査業務に係る審査の担当者との間の監査上の判断の相違を解決するため、監査上の判断の相違に関する方針及び手続を次のように定める。

- ・ 専門的な見解の問合せを行った者は、監査上の判断の相違に関して到達した結論及びその対処について、適切に文書化しなければならない。
- ・ 監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行してはならない。

(監査証明業務に係る審査)

当法人は、審査を行う機構を設け、すべての監査業務について監査計画並びに監査意見形成のための監査業務に係る審査を行う。監査計画の審査とは、監査実施者が監査意見表明に至る過程において監査計画の策定及びその修正に関して行うも

のであり、監査意見の審査とは、監査実施者が行った監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価するために行うものであり、以下のとおり方針及び手続を定める。

- ・ 審査の内容、実施時期及び範囲
- ・ 審査の担当者の適格性
- ・ 審査に関する文書化

⑤ 品質管理システムの監視

当法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるととも、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関する方針及び手続を定める。

⑥ 実施に関する措置

当法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理担当責任者は、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負い、社員会の代表者が、当法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負う。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当法人及び監査実施者が監査業務に係る職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会倫理規則（以下「倫理規則」という。）第2条に基づき、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めている。

(4) 直近において法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査を受けた年月  
令和元年11月

(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員1名による当該措置が適正であることの確認

業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置は適正である。

責任者 代表社員 戸谷 英之

5. 他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）

又は監査法人との業務上の提携に関する次に掲げる事項

- (1) 提携を行う当該他の公認会計士の氏名又は監査法人の名称  
該当無し
- (2) 提携を開始した年月  
該当無し
- (3) 業務上の提携の内容

該当無し

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じて報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する次に掲げる事項

(1) 提携を行う当該外国監査事務所等の商号又は名称

RSM International

(2) 提携を開始した年月

平成 22 年 5 月

(3) 業務上の提携の内容

メンバーファームに加盟

(4) ネットワーク及びその取り決めの概要

ネットワーク内のそれぞれの法人は独立して運営しており、また、ネットワーク内は統一された品質のサービスを提供している。

二. 社員の概況に関する次に掲げる事項

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合 計
12 人	0 人	12 人

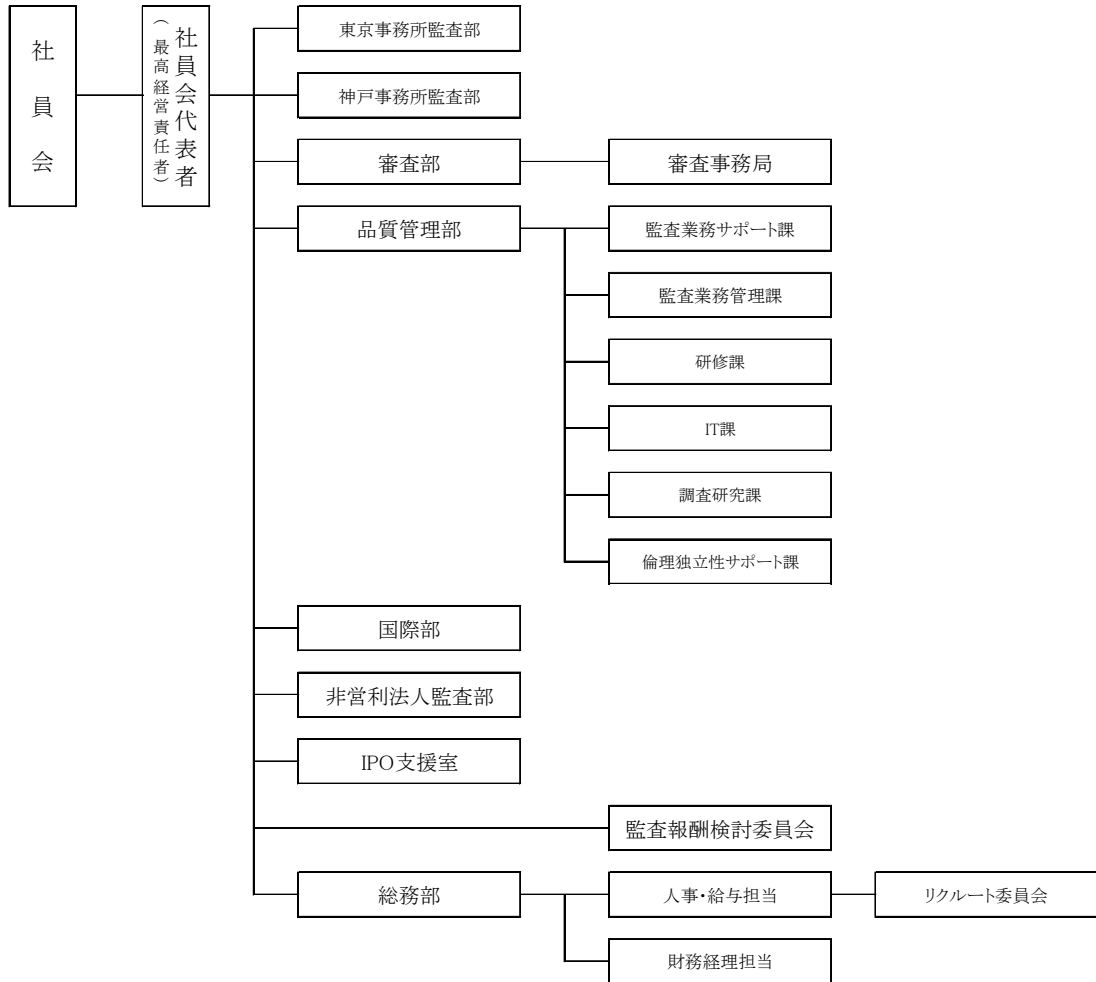
2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	当法人の重要な意思決定に関する事項を協議する。	12 人	0 人	12 人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社 員			公認会計士 である使用 人の数
		公認会計士	特定社員	計	
東京事務所	東京都千代田区 飯田橋 1-3-2	8 人	0 人	8 人	24 人
神戸事務所	兵庫県神戸市 中央区海岸通 8	4 人	0 人	4 人	4 人

#### 四. 監査法人の組織の概要



五. 財産の概況に関する次に掲げる事項

1. 売上高の総額

(単位：千円)

期	第 17 期 令和元年 7 月 1 日～ 令和 2 年 6 月 30 日	第 18 期 令和 2 年 7 月 1 日～ 令和 3 年 6 月 30 日
売上高		
監査証明業務	781,986	970,941
非監査証明業務	179,948	276,121
合 計	961,934	1,247,063

(注) 千円未満は切り捨てて表示しております。

2. 直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人であるため、該当なし

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人であるため、該当なし

4. 供託金等の額

無限責任監査法人であるため、該当なし

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

無限責任監査法人であるため、該当なし



六 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

被監査会社等の名称	
<b>金商法・会社法監査</b>	
株式会社 ASIAN STAR	
Nexus Bank 株式会社	
（旧、SAMURAI&J PARTNERS 株式会社）	
株式会社アジアゲートホールディングス	
株式会社アスモ	
株式会社イクヨ	
澤田ホールディングス株式会社	
株式会社ショーケース	
住石ホールディングス株式会社	
センコン物流株式会社	
株式会社テラプローブ	
株式会社東横イン	
株式会社トゥエンティフォーセブン	
パス株式会社	
株式会社ビジョナリーホールディングス	
株式会社ベリテ	
株式会社ホットリンク	
株式会社山田債権回収管理総合事務所	
	<b>合計 17 社</b>

以 上